ユニット型指定短期入所生活介護　ハピネスながわ
重要事項説明書

(2026年8月1日)

1　短期入所生活介護ハピネスながわ　概要

(1) 施設の概要

施設名	ハピネスながわ
所在地	青森県三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原１－１
電話番号	０１７８－６０－５２５２
ＦＡＸ番号	０１７８－６０－５１８８
事業所番号	指定事業者番号　０２７２７００７８２

(2) 施設の設備の概要

定員	10名（1ユニット）		
居室	ユニット型居室　10室	カフェ	1ヶ所
ダイニング	ユニット毎に1ヶ所	ヘアサロン	1ヶ所
リビング兼食堂	ユニット毎に1ヶ所	多目的ホール	1階　2ヶ所 2階　1ヶ所(非常時防災避難所)
浴室	個浴（脱衣場含）2ヶ所	ホール	1階　1ヶ所
	一般浴室（脱衣場含）1ヶ所	スタッフルーム	2ユニット毎に1ヶ所
	特別浴室（脱衣場含）2ヶ所	洗濯室	2ユニット毎に1ヶ所
看護・医務室	1ヶ所	汚物室	2ユニット毎に1ヶ所

(3) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者	1人	従事者及び業務の管理
医師	1人以上	医療に関する業務
生活相談員	1人以上	日常生活の相談・指導業務
介護職員	16人以上	生活全般に関する介護・相談及び援助
看護職員	1人以上	医療・保健衛生に関する業務
管理栄養士	1人以上	献立・栄養指導に関する業務
機能訓練指導員	1人以上	機能訓練に関する業務
介護支援専門員	1人	介護計画の作成・管理
事務員	1人以上	庶務及び会計事務に関する業務

※　職員は介護老人福祉施設と兼務。

(4) 従業者の勤務時間

職名	勤務形態	勤務時間	職名	勤務形態	勤務時間
管理者	日勤	9:00 ～ 18:00	生活相談員	日勤	9:00 ～ 18:00
医師	日勤	13:00 ～ 15:00	看護職員	早番	7:30 ～ 16:30
介護職員 ※	早番	6:30 ～ 15:30		日勤	9:00 ～ 18:00
	日勤	8:30 ～ 17:30	栄養士	日勤	9:00 ～ 18:00
	遅番①	11:15 ～ 20:15	機能訓練指導員	日勤	9:00 ～ 18:00
	遅番②	11:30 ～ 20:30	介護支援専門員	日勤	9:00 ～ 18:00
	遅番③	12:00 ～ 21:00	事務員	日勤	9:00 ～ 18:00
	夜勤	20:00 ～ 9:00			

※　夜間20名（長期入所10名含む）のご利用者を、21：00から6：30になると1人の職員で対応させて頂いております。居室の扉は基本閉めており、常時見守りが難しい状況です。体調不良や事故の発見が遅れることがあります。また利用者の心身状況によっては（認知症の症状等）予測不可能な事故が発生する場合もあります。

2　運営の方針

居宅サービス計画に基づき利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。また、関係機関等との連携に努めます。

3　サービスの内容

事　　項	備　　考
食　　事	朝食７：３０　昼食１２：００　夕食１７：４０（提供開始できる時間）
入　　浴	週２回以上入浴できます。
生活相談	生活相談員に、日常生活に関することなどについて相談できます。
機能訓練	居宅サービス計画書に基づいた機能訓練等があります。
介　　護	日常生活全般において実施いたします。
そ　の　他	手工芸、レクリエーション、音楽、その他行事・訪問等あります。

4　サービス利用に当たっての留意事項

事　　項	備　　考
面　　会	面会時間は午前８時から午後８時までです。来所の際は、面会票へ必要事項をご記入ください。（上記以外の時間での面会も可能です）
外　　出	外出の際は、外出届へ必要事項をご記入ください。
飲酒・喫煙	医師の指示がある方は飲酒をご遠慮いただく場合があります。 建物内全面禁煙となっておりますのでご遠慮ください。
金銭・貴重品の管理	原則として、事業所内金庫でお預かりします。居室にて自己管理する場合紛失については責任を負いません。
設備・器具の利用	設備・器具はご自由にお使いください。但し、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損等があった場合は弁償いただく場合もございます。
宗教・政治活動の禁止	宗教活動、及び政治活動は他の利用者のご迷惑になる場合がございますのでご遠慮ください。
感染症の予防	感染症予防のため、手洗いを励行しています。状況に応じ、マスク着用や居室の変更等、お願いする場合がありますのでご了承ください。 また、感染症のまん延防止のため面会を制限させていただく場合があります。
食中毒の予防	食中毒予防のため、面会時食品の持ち込みがある場合は、職員に申し出くださるようお願いします。
身体拘束	介護保険指定基準に基づき、原則としておこないません。
痰の吸引等	痰吸引や経管栄養が必要な方は、医師の指示、看護職員との連携の下において認定特定行為業務従事者（一定の研修を修了した介護職員）が実施します。その為、医師の指示書が必要となります。

5　利用料金

（１）利用料金

①併設型ユニット型短期入所生活介護費

	介護報酬基準額	介護保険適用時の一日当りの自己負担額		
		（1割負担）	（2割負担）	（3割負担）
要介護１	７，０４０円	７０４円	１，４０８円	２，１１２円
要介護２	７，７２０円	７７２円	１，５４４円	２，３１６円
要介護３	８，４７０円	８４７円	１，６９４円	２，５４１円
要介護４	９，１８０円	９１８円	１，８３６円	２，７５４円
要介護５	９，８７０円	９８７円	１，９７４円	２，９６１円

②加算について

		介護報酬基準額	一日当り利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算（片道）	利用した場合※1	1，840円	184円	368円	552円
夜勤職員配置加算Ⅳ		200円	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		60円	6円	12円	18円
生産性向上推進加算Ⅱ		100円	10円/月	20円/月	30円/月
緊急短期入所受入加算	対象者のみ	900円	90円	180円	270円
若年性認知症入所者受入加算	対象者のみ	1，200円	120円	240円	360円
療養食加算	対象者のみ※2	80円/回	8円/回	16円/回	24円/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ		（サービス費＋加算）×17．6％			

③居住費・食費

利用者負担段階	利用者負担額（1日あたり）	
	居住費（ユニット型）	食費
基準額（第4段階）	2，070円	1，550円（朝400円、昼600円、夕550円）
④ 第3段階②	1，470円	1，360円
第3段階①	1，370円	1，030円
第2段階	880円	600円
第1段階	880円	300円

※　利用者負担段階の決定は、お住まいの市町村でおこないます。

その他のサービス料

	料金	備考
嗜好等に関わる交通費	実費	公共交通機関を利用の場合
嗜好に関わる諸経費	実費	入場料等
理美容	実費	
クラブ費	実費	個人保管の作品材料費

※　嗜好等に関わる交通費の例

① 自宅以外への送迎の場合

② 床屋、個人の嗜好で外出する場合

③ 通院等の場合

（2）利用料金の支払方法

口座からの引き落としとなります。

月末締めの、翌月20日引き落としとなります（土、日、祝日の場合は翌日または翌々日）。

毎月13日頃までに前月分の請求書を発行させていただきます。

6　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

事前に担当の介護支援専門員にご相談しお申込み下さい。

7　サービスの終了

（1）お客様の申し出によりサービスを終了する場合

（2）要介護認定で、自立・要支援と判定された場合

（3）事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（4）事業所の介護保険の指定が取り消された場合、または、事業所が指定を辞退した場合

（5）以下の事由により、事業者が契約を解除した場合

①契約書第５条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが２ヵ月以上遅延し、料金を支払うように督促し他にもかかわらず７日以内に支払われない場合

②他の利用者または職員に対してハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント、等）と思われる行為や、過度な要望によって、他の利用者または職員の心身に危害が生じる又は生じる恐れのある場合

＜具体的ハラスメントの例＞

・身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為であり、職員等が回避したため危害を免れた場合を含みます。（例えば、たたく、蹴る、ひっかく、つねる、ものを投げる、等）

・精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（例えば、大声で怒鳴る、威圧的態度で文句を言う、理不尽な要求を繰り返す、無視をし続ける、等）

・セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為（例えば、必要もなく職員の体をさわる、抱きしめる、不快感を与える性的な言動をする、猥せつな図画を見せる、等）

③常時医療行為が必要となった場合

8　プライバシーに関する対応

（1）事業所の職員は、利用者や家族について知り得た情報については、職員でなくなった場合でも秘密を守ります。

（2）利用者に適切なサービスが提供されるよう連携するサービス事業所間で、利用者・家族の情報を共有すること

がありますので同意をお願いします。

＜　別紙『個人情報に関する基本方針・利用目的』参照　＞

9　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	名　称		電話番号	
	所在地			

10　事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族に連絡するとともに、受診等必要な措置を講じます。また、利用者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（夜間帯の場合は、状況に応じて連絡致します。）

11　サービス内容に関する苦情

（1）施設のお客様相談・苦情窓口

担当者　　生活相談員　（　境　秀明　）

責任者　　施　設　長　（　境　恵美子　）

電　　話　　０１７８－６０－５２５２　　ＦＡＸ　０１７８－６０－５１８８

受付日時　　年中無休

（2）苦情解決の流れ

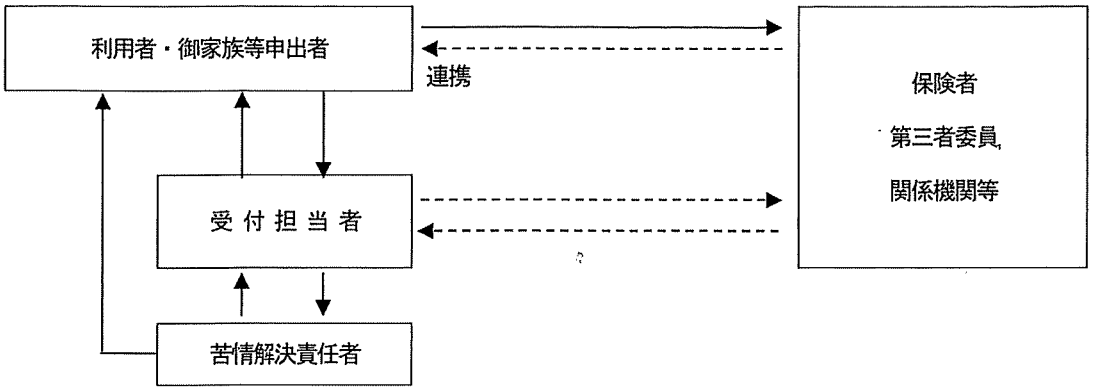

（3） その他

当施設以外に、お住まいの市町村または、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口や青森県適正化委員会等に苦情を申し出る事ができます。

（連絡先）	南部町福祉介護課	０１７８－６０－７１０１
	五戸町介護支援課	０１７８－６２－２１１１
	八戸市介護保険課	０１７８－４３－２１１１
	新郷村包括支援センター	０１７８－６１－７５６０
	三戸町健康推進課	０１７９－２０－１１１１
	田子町福祉課	０１７９－２０－７１００
	青森県国民健康保険団体連合会	０１７－７２３－１３０１
	青森県適正化委員会	０１７－７３１－３０３９

12 協力病院

川守田外科胃腸科、みかわ神経科内科、南部町医療センター、ささき歯科医院と協力病院指定契約を締結しております。

13 利用者の虐待防止に関する対応

（1）虐待を防止するため、職員に対する研修を年２回以上行います。

（2）事業者は虐待を受けたと思われる利用者から相談があった場合、保険者へ通報する責務を負います。

〈虐待の種類〉

①身体的虐待：暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為。または外部と接触させないような行為。

②心理的虐待：威圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えるような行為。

③性的虐待　：本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為。

④経済的虐待：財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。

⑤介護・世話の放棄・放任：介護や生活の世話を行っている人が、介護や世話を放棄するような行為。

14 非常災害対策

防災時の対応	自動通報装置により消防署へ連絡、及び緊急連絡網により全職員へ連絡します。
防災設備	スプリンクラー・防火扉・消火栓・消火器により対応可能です。
防災訓練	年２回以上の訓練を実施し、年１回消防の検証をお願いしています。 また自然災害を想定した防災教育及び訓練も年２回以上実施します。
防火責任者	防火管理者を任命しています。

令和　　年　　月　　日

本書面により、事業者から短期入所生活介護の提供にあたり、重要事項の説明を受けました。

住　　所

利用者　氏　　名　　印

（代筆の場合続柄）

住　　所

身元引受人　氏　　名　　印

続　　柄

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

所在地　青森県三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原１－１

事業所名称　ハピネスながわ

説明者氏名　　印